

平成17年4月21日（木）

## 企業会計審議会

### 第5回内部統制部会会議録

於 金融庁特別会議室

（中央合同庁舎第四号館9階）

午後 4時00分 開会

○八田部会長 それでは、定刻になりましたので、これより第5回内部統制部会を開催いたします。ご出席ご予約でまだ遅れて来られる方もおられるようですが、本日は皆様にお忙しいところご参集頂きまして、ありがとうございます。

なお、本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとり公開することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

前回は我が国で内部統制に係る基準を設定する際の論点につきまして、皆様からご意見を頂戴しました。そこで、本日からはいこれまでの審議を踏まえ、基準に関する具体的な検討に入らせて頂きたいと思います。

審議の都合上、全体を今日お手元に配付しております別紙の「内部統制の基本的枠組み並びにその有効性の評価及び検証（監査）に係る基準の構成」に記載しました大きく3つの項目に分けて検討を進めさせて頂きたいと思います。

この3つと申し上げますのは、お手元の資料のかがみのところについております「○」3つで示したものでございます。確認させて頂きませんが、1つ目は「内部統制の基本的枠組み」、2つ目が「経営者による内部統制の有効性の評価」、そして3つ目が「内部統制の評価に対する監査人による検証（監査）」この3つの項目に分けて検討を進めさせて頂きたいと思います。

本日は、経営者による内部統制の構築を含めまして、最初の「○」1番目のところに記載のあります「内部統制の基本的枠組み」につきましてご議論頂きたいと思います。

資料につきましては予めお届けをしておりましたので、最初に事務局からポイントを説明して頂き、その上で、皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、よろしく申し上げます。

○野村企業会計調整官 それでは、お手元に「内部統制の基本的枠組み（素案）」と書いてございますペーパーと、横長で一番上に「財務報告に係る内部統制の評価と検証」と標題を記載しました4枚組みの図があるのでございますが、両方の資料に基づきまして、本日のご審議頂くテーマでございまして「内部統制の基本的枠組み」につきまして概要をご説明させて頂きたいと存じます。

内部統制の基本的枠組みの全体についてでございますけれども、前回までの当部会でのご議

論にもございましたとおり内部統制の基本的な枠組みにつきましては、国際的にも説明できるものであるという必要があるというご議論がございました。

それから、我が国の監査基準等におきましても、米国のCOSOレポートにある目的や要素の考え方が示されておりますこと、米国以外の諸外国が採用する内部統制の枠組みもCOSOレポートの枠組みを基礎としておりますことから、この素案につきましても米国のCOSOレポートの枠組みをベースに、これまで当部会で頂きましたご意見や我が国の会社法制等との整合性の観点も含めまして、概要を一応整理させていただいたものでございます。

まず、その基本的枠組み、(素案)の縦長の資料の方でございますけれども、まず1.といたしまして内部統制の意義ということでございますが、意義ということでございますので恐縮ですが、読み上げさせていただきますと、「内部統制とは、「業務の有効性と効率性」「財務報告の信頼性」「業務に関わる法規の遵守」及び「企業財産の保全」という4つの目的の達成に関して、合理的な保証を提供することを意図した、取締役会、経営者及びその他の構成員により整備、運用される企業内部の仕組みであり、業務に組み込まれたプロセスである。」ということで一応定義をさせていただいたところでございまして、内部統制はあくまでも企業内部の仕組みであり、プロセスであるという点ということを位置づけさせていただいているところでございます。

それから2.の内部統制の目的でございまして、図の3ページを横に置いて頂いて両方ご覧を頂ければと存じます。

内部統制の目的といたしましては、素案に書いてございます4点が掲げられるのではないかとということで整理をさせて頂きました。図の方で申し上げますと、内部統制の目的ということで業務、財務報告、法令遵守、財産保全という4つでございまして、上から3つ目までの業務、財務報告、それから法令遵守につきましては、先ほど申し上げましたCOSOのフレームワークと同じでございまして、残りの財産の保全につきましては、COSOのフレームワークにおきましては一番上にございます業務の有効性と効率性に含めて整理されているところでございますが、我が国におきましては、財産の不正な取得ですとか使用及び処分を防止、発見するという企業財産の保全は内部統制の目的として重要ではないかといったようなご意見を当部会でも頂戴しているところでございまして、COSOのフレームワークとは異なりますけれども、ひとつ独立させて内部統制の目的としてはどうかという観点からこの4つを目的ということで整理をさせていただいたところでございます。

次の3.の内部統制の構成要素でございまして、こちらにつきましても同じ図で、統

制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、監視活動、IT統制という6つの要素ということで整理をさせていただいているところでございます。この構成要素につきましても実はCOSOのフレームワークにおきましては、統制環境から監視活動までの5つがCOSOのフレームワークで取り上げられているところでございまして、一番下のIT統制というのはCOSOのフレームワークには入っていないところでございます。この一番下のIT統制につきましては、当部会等のご議論におきまして、今日においては、財務情報の作成は情報システムにその多くを依存していることから、IT統制につきましても重要な部分を基準に盛り込んでどうかといったご意見を多く頂戴しているところでございまして、独立した一つの要素として考えてはどうかという観点からCOSOのフレームワークにございます5つの要素に加えまして、IT統制という要素を加えさせていただいているところでございます。

個別の構成要素をご説明させて頂く前に、それぞれの目的と構成要素との関係ということで、素案の7ページをご覧を頂きたいと思っております。

4. といたしまして、「内部統制の目的と構成要素との関係」ということで記載をさせていただいているところでございまして、構成要素は内部統制の目的のすべてに必要なということにございまして、企業が具体的に内部統制の仕組みを整備しどのように運用するかということについては、個々の企業の置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであって、一律に示すことはできませんが、経営者自らがここに示した内部統制の機能と役割を効果的に達成し得るよう工夫していくべきものであるということで整理させていただいているところでございます。

1ページ目3の「内部統制の構成要素」のところ、にお戻りを頂きたいのでございますけれども、図の方は恐縮でございますが、4ページ、一番最後のページをご覧頂きたいと思っております。

ただいまご説明申し上げました6つの要素の関係についてでございますけれども、それぞれの6つの要素が一体となって機能することによって内部統制の目的が達成されるということで整理をしているところでございまして、それぞれの関係につきましてはそれぞれが独立しているわけではなくて密接に関係しているということをこの図であらわしているところでございます。

一番下にあります統制環境についてでございますけれども、本文の方にも書いてございますが、例えば経営者の経営理念や基本的な経営方針ですとか社風や慣行ですとかそういったものでございまして、内部統制のすべての構成要素の基礎となるものというふうに位置づけているところでございます。

それからリスクの評価と対応ということでございますけれども、こちらにつきましては企業の目標の達成に影響を与えるすべての経営リスクを認識してその性質を分類し、発生の頻度や影響を評価するプロセスということで位置づけさせていただいているところでございます。

それから、図で言いますとその上でございますけれども、統制活動とは経営者の意思が実行されているとの保証を与えるのに役立つ方針と手続でありまして、権限や職責の付与、それから職務の分掌等の方針と手続がこれに含まれるということで整理をさせていただいているところでございます。

それから、その両横に置かれておりますが、情報と伝達は、有効な内部統制が働くためには必要な情報が関係する組織や責任者の方々に適時かつ適切に伝えられることが必要でございます。そういった情報が適時に識別されて把握され、または伝達される必要があるということで内部統制の大きな構成要素をなしていると考えているところでございます。

それから、その上にございます監視活動でございますけれども、監視活動につきましては内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスということで、これによりまして内部統制の状況が常時監視をされ、評価され、是正されていくということでございます。

それから、COSOのフレームワークと違いまして新たにつけ加えましたIT統制につきましては、これもすべての要素に組み込まれているものでございますけれども、いわゆる実施上の重要な影響を及ぼすものとして位置づけているところでございまして、全体を通しての実施上の重要な要素ということで考えているところでございます。

それぞれの具体的な内容につきましては、ご審議をいただいた上で内容等につきましてさらに詳細な規定等を検討してまいりたいというふうに考えております。

素案の方の7ページでございますけれども、5.といたしまして「内部統制の限界」ということでございますけれども、内部統制が経営者の方々にもたらすものは内部統制の目的の達成に関する合理的な保証であって絶対的な保証ではないということをここで明示をさせていただいているところでございまして、併せてこれは内部統制には次のような固有の限界があることによっているということを明示させていただいているものでございます。

例えば内部統制の手続は費用と便益とを比較しつつ決定されるものであるといったような点、それから意思決定上の判断の誤りですとか不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなるような場合があるといったような点等が挙げられるところでございます。

ただ、一番下に記載してございますとおり、そういった制約がありましても、有効な内部統制の整備をすることにより合理的な保証によって内部統制の目的の達成に関する高水準な保証

が得られるのではないかとということで書かせていただいているところでございます。

それから、1ページおめくりを頂きまして内部統制の文書化ということでございますが、内部統制の有効性を先ほどございました構成要素である監視活動とは別に、日常的な監視活動から独立した経営者の方からの評価、または公認会計士等によります検証又は監査の対象とするためにはそういった評価ですとか検証に耐え得るよう経営者は内部統制をあらかじめ文書化しておく必要があるということを示させていただいているものでございます。

文書化の程度は、企業の規模ですとか複雑性などの要因によって異なってくるということを示させていただいております。

それから、7番目の財務報告に係る内部統制とその有効性とでございますが、以上挙げました内容が、我が国における財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価及び検証の対象となる内部統制について基本的な枠組みを提供するという観点で位置づけさせて頂きたいというふうに考えておきまして、次でございますとおり、財務報告に係る内部統制は、企業等が外部に公表する財務報告の信頼性に関する合理的な保証を提供するために実施されるプロセスであるということに位置づけさせていただいているところでございます。

ここにおきまして、「財務報告とは、」ということでございますけれども、「財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等をいう」ということで定義させていただいておりますが、この点につきましては当部会におきましてもこれまでいろいろご議論があったところでございまして、恐縮でございますが、図の1ページ目をご覧を頂きたいと思いますが、財務報告に係る内部統制の評価と検証の対象といたしましては、真ん中に財務諸表がございまして、財務諸表を取り巻く、取締役の方、内部監査の方、従業員、監査役の方、それぞれ取り巻く要因がございまして、それらを含めて財務報告ということになるかと思うのでございまして、財務報告に係る内部統制の有効性を評価する対象といたしましては、この真ん中にある財務諸表だけではないんだといったようなご意見が多かったところでございまして、ただこれをどこまでの範囲まで広げていくのかという問題があるかというふうに考えております。

本文の方に戻っていただいて恐縮でございますが、とりあえずここにおいては、財務報告とは、財務諸表とそれを取り巻く財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等をいうということでとりあえず定義をさせていただいたところでございますが、その次の注に書かせていただいておりますとおり、財務報告に係る内部統制の有効性の評価・検証の対象を有価証券報告書全体の作成に関する内部統制に拡張するかどうかということの適否につきましては、内部

統制に関する基準について、この後、先ほど部会長からもお話がございましたとおり今後評価の基準、それから検証の基準ということでご審議を頂くわけでございますので、そういった一通りの議論を行った上で改めてその対象については検討することとしてはどうかということで注書きをさせていただいているところでございます。

同様の観点でございますけれども、図の2ページ目をご覧頂きたいと思います。

これも部会の中でいろいろご意見があった項目でございますけれども、非常にわかりづらい図でございますけれども、下の方が企業内におけるいろいろな取引ですとか部門があって、日々いろいろな活動をされているところでございまして、それがいろいろ複雑に絡み合って最終的にいろいろな財務諸表に反映される。この点につきましては、経営者の方が財務諸表になったものについてはいろいろと監視をされるわけでございますけれども、横に点線を引いてございますけれども、この点線から下につきましては、ご意見として多かったのは、監視活動が非常に及ぶにくいといったような点があるのではないかとということでございまして、その辺の関係を図に示させていただいたものでございます。ご意見としまして、当然監査役や内部監査でその辺はチェックしているんだといったご意見もあろうかと思いますが、点線の下でございます各々の業務プロセスレベルにおける監視というのがなかなか及ぶにくいのではないかとといったようなご意見がについて図示させていただいたものでございます。

本文の方に戻って頂きまして8ページでございますけれども、今の注の下でございまして、財務諸表の作成に係る内部統制には、経営者の作成した財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況をすべての重要な点において適正に表示することに関して、合理的な保証を提供するための方針及び手続が含まれるということで考えているところでございます。

それから最後でございますけれども、財務報告に係る内部統制が有効であるということにつきましては、財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がないということをもって内部統制が有効であると考えてはどうかといった観点からここに書かせていただいているものでございます。

以上、飛び飛びになりましたけれども、内部統制の基本的な枠組みに関しまして、素案ということで事務局の方から概要をご説明させて頂きました。

○八田部会長 ありがとうございます。

今ご説明がありましたように、今日ご審議頂きますのは、まず内部統制の基本的な枠組みということで、一応コア会議を通じましてこれまでのご審議を通じたものを文章化したものとしてご提出させて頂き、各委員からのご意見を頂戴いたしたいということでございます。これ

から皆様方にご意見を頂戴したいと思いますのですが、恐らく段階的にいろいろなご質問があるかもしれません、最初は特に範囲を決めないでご自由なご意見ということで発言頂きたいと思えます。

念のために冒頭申し上げますが、今日事務局からご説明がありました内部統制の基本的な考え方に対しまして、コア会議でも一応3つの視点というものをこれまでの委員会での作業を踏まえまして確認いたしました。

その1点は、まず国際的な対応に対して十分に資するものであるということ、2つ目は基本的な視点は米国のCOSOの内部統制報告書、これを一応受け入れる形で考えてみたいということ、そしてもう一つは、我が国の既に確立した法制度あるいは企業環境というもの、これによく合致したものであるような、アレンジしたといえますか、そういった方向でかつできるならば一番最新のレベルで議論をしているわけですから、この新しい経済環境、あるいは情報環境に十分対応できるような、言うならば最も先駆的な枠組みを提供したいと、こういう3つの視点で作成し、今日素案というものを提示させていただいているわけでありまして、したがって、もう既にご説明がありましたが、内部統制の目的につきましてひとつ別途付加したものが提示されております。

それから2つ目は、構成要素というところで、IT統制というものを付加しております。さらに、この議論を進めていく場合に個別に委員から頂いたご意見の中に、やはりある程度ビジュアルな形といえますか、イメージとしても理解できるようにということで絵柄を示してもらいたいということがありましたので、一応事務局を通じて3枚、4枚の図表を提示しております。これはひとつイメージとしてご理解頂くというわけでありまして、アメリカでは、確かに矢印はこうではないかとか、そういう議論もありますが、またそれは今後のご意見の中で調整させていただきます。先にこれまでの経緯を踏まえましてご説明させていただきました。

それでは、ご自由にご発言ください。

関委員、どうぞ。

○関委員 恐らくこれからの議論の論点になるんだろうと思うことを3点ばかり最初に申し上げておいた方がいいんじゃないかという意味で意見を述べさせていただきます。

1つは、内部統制の基本的な枠組みがどうかと、こういうことになるわけですが、八田部会長がおっしゃるようにCOSOのフレームをベースに考えていこうということについては、恐らく大方の皆さんの合意があったと私も思っておりますし、COSOの物の考え方は極めて納得的だというふうに私も思っております。



そこで、内部統制システムというのがこうだというのがずっと書いてあるわけですが、これはご案内のとおり財務報告の信頼性というのはその中の一つの重要な目的であるということでありまして、この内部統制システムそのものは広範な経営者が行う内部統制システム全般を書いているんだと思うんです。

したがって申し上げたいことは、我々の、つまり公認会計士がやる監査あるいは検証の対象が財務報告の信頼性だということであるとすれば、少なくとも評価・検証の対象はこの全部ではなくて、財務報告の信頼性の部分だということをしちっとどこかでやはり明確にしておかないといけないのではないかというのが1点であります。

それから2点目は、内部統制の有効性を評価し検証するというところで8ページに内部統制の文書化というところがあるわけですが、評価または検証（監査）するというところに、検証の方法が監査ということに私はイコールになっているのではないかと、それは少し読み過ぎなのかもわかりませんが。つまり検証の方法というのは、何回か議論があったと思いますが、いわゆるCOSOの予定している監査というようなレベルから、あるいはレビュー、全く何もしなくて外部の第三者の検証が必要がないという議論は私はする必要はないと思いますが、検証のやり方についての考え方、あるいはいろいろな選択肢があると思うんですが、あるいは範囲についても選択肢があると思うんですけれども、その辺の検証の仕方についてこれはもう少し皆さんで議論をして、そしてきちっとある特定をした形で書いておく必要があるのではないかと。つまりCOSOと同じように全部監査のレベルで公認会計士がやるということには、必ずしも私はならないと思っておるんです。それで文章化というのがあるわけですが、考えてみますと文章化というのは、まず統制活動そのもののために必要なわけでありまして、それが評価・検証にも有用になるように、またその範囲で文章化の範囲、程度が決定されるべきだと思うんです。つまり、そういうふうを読むべきでないのかもわかりませんが、評価・検証のために文章化があるという位置づけ、もちろんそういう側面はあるわけですが、そちらの方から位置づけすると過度に広範かつ詳細なものが求められるおそれがないかということは経済界としては後で議論が出るのではないかと思います、一つ危惧している点だということで、本当に監査あるいは検証、レビューというか、これの実態的な内容をどうするかという議論についてはもう少し深く議論する必要があるというふうに考えております。

これが2つ目でありまして、3点目は商法の現代化との関係であります。商法の現代化では、内部統制システムの構築義務というものを経営者に課すと同時に、それが有効に機能しているかどうかの検証というか内部統制システムの相当性の監査というのを監査役の役割だというふ

うに位置づけておるわけでありませぬ。そういう意味からいへば、内部統制の有効性の評価と検証を公認会計士が検証に関与するということであれば、商法上の監査役による監査との関連をどういふふうにかへるのかという整理をする必要があるのではないかというふうにかへております。

その監査役の位置づけということもさることながら、商法が予定している内部統制システムというのがここでいうこの提案と少なくとも整合性を持った形で内部統制システムがきちっと整合的に整理されるということと、監査のあり方にかへしても監査役と公認会計士の位置づけがきちっとされるということが必要だということをかへ上げておるわけでありませぬ。

それから、これはやや蛇足かも知れませぬが、この参考に出ている表の1ページ目と2ページ目は私は監査役の立場でその利益代表でここで議論するつもりは全くありませんで、監査役の立場で参加しているつもりではないんですけれども、私は監査役の位置づけというのはこういう位置づけではないというふうにかへております。つまり、1ページ目でいへば財務報告というのは財務諸表に取締役や内部監査や従業員と同じようにこれを作成するのに参画するというのではなくて、商法第201条の4にかへますように計算書類については監査をする立場にあるということでありませぬし、その次のページからいへば監査役は右側ではなくて恐らく左側で取締役が作成する財務諸表を監査するという立場ではないか。そういう意味では、公認会計士との関係もかなりはっきりしてござりませぬし、公認会計士に専門的な監査をゆだねるわけですが、商特法の第14条では監査役は、会計監査人の行う監査の相当性をきちっと監査するという立場にある、そういう監査役の商法上の位置づけというのをきちっと誤解のないように位置づけておくということが議論の前提として必要ではないかということをかへ上げてござりませぬ。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

それでは、幾つかご意見を伺った上で、お話しすべきことを回答いたします。

それでは柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 ただいま関委員の方からご指摘がござりましたとおり、内部統制の基本的枠組みにかへて、やはり目的を財務諸表の信頼性というところに絞るべきであろうという意見を持っております。といたしますと、この1ページ目の2、内部統制の目的というところに4つ目的としてあると思うんですけれども、COSOレポートの1にかへしてござりませぬのは最初の3つである。すなわち業務の有効性・効率性、そして財務報告の信頼性、業務にかへる法規の遵守

ですが、COSOレポートの1には4番目の企業財産の保全というところはまだ載っていないわけです。

加えて、COSOレポートの2は、確かに目的に類するところのフレームワークにおいても4つの項目があるわけですが、1番目には戦略というところがあるわけですが、やはり企業財産の保全というところは載っていないということでございまして、実際に仕事をしている上の感覚ですが、内部統制によって不正の防止ができるか。確かにそういったものをつくってもいいんですが、目的からしますとやはり財務諸表の公平性に絞るといふべきであろうというふうに思われますので、この4番目の項目については少しそぐわないのではないかとこの感覚がいたします。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

今、柴田委員のご指摘の戦略というのは、例の昨年9月出たCOSOのERMのお話ですね。内部統制ではないと思いますので。一応念のために確認させて頂きました。

ほかにいかがでしょうか。

八木委員、どうぞ。

○八木（良）委員 4点手早く申し上げたいと思います。

1番は、今柴田さんがご指摘になった財産保全のところですが、それを入れる、入れないはちょっと別にして、ここで「不正」という言葉が使われていることに私もちょっと着目したんですが、これを一言入れることで非常に我々の取り扱う範囲が広がってしまうような気がするんです。例えばいろいろ財産を取得し、処分し、使用するというプロセスで例えばデュープロセスを踏まずにそういうことが行われることがないだろうか、それはまずいよというのが内部統制のポイントではないかと思うんです。それを「不正」という見方を入れることによって、そこまで我々は見切れるだろうかと疑問に思います。したがって、私は財務諸表の信頼性に絞ったときに、その「不正」が財務諸表にどれだけ影響を与える「不正」といふようなことを洗い出したり評価したりするのは、実際の仕事の中では極めて難しいものだと思います。実務的には、それがちゃんとしたプロセスを経ていろいろ処理されたかどうかということがこういう場合のポイントではないかと思うので、「不正」という言葉の使い方をご一考頂きたいなど、これはお願いでございます。

それから2ページ目に、「リスクの評価と対応」という（2）がございまして、ここで「経営リスク」という言葉が登場するんですが、これがここではまだ企業目標の達成を阻害する可能性をいうというふうには示されているのでございまして、これは前々回あたりいろいろ話題の

あった事業リスクというものを包含するのかもしれないのかという点がちょっとあいまいなのですが、事業リスクを包含するようになる、これは第三者による検証の可能性には、非常になじまないというか難しいものになるので、この点は明確にすることが必要ではないかというふうに感じております。

それからちょっと飛びまして、7ページのところで恐縮ですが、「内部統制の限界」という項目の、(1)に「内部統制の手続は、費用と便益とを比較しつつ決定されるものである」としてあるんですが、私の気持ちはこの中の費用と便益という、コストベネフィット、コストパフォーマンス、この項目はむしろ大きな項目として一つ独立していろいろ書いて頂きたいと思うのです。つまり、費用と便益というのはこの業の表現の限りにおいては若干ネガティブというか受け身というか、そういうイメージで伝わります。つまり、統制の限界がかける金額で決まるというより、むしろかけるべき費用はかける、それによって内部統制の経営の有効性とかいろいろなもの強化されるにのた。それが企業のベネフィットで、コストとのバランスがとればいいんだというふうに、前向きに表現していくように独立項目としたらどうでしょうか。

最後でございますが、先ほど話題が出た文書化でございますが、先ほどの関さんのご指摘なんかもそのとおりだと思います。このままの表現ですと、若干会社ごとに違いはあってもとにかく書きなさいというところで終わってしまっているものですから、下手をするとアメリカ並みの細かいものになるおそれがあるので、ここは一番「簡素化」という方向づけに加え、やはり我が国に合ったといえますか、そういうカルチャーも入れた表現がこの文書化に際し非常に大事な要素になると思っております。

以上でございます。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木臨時委員 私も今まで出た意見と大体同感なんですけれども、1ページ目の内部統制の目的のところでは先ほど柴田委員からもありましたけれども、財務報告の信頼性を確保するという内部統制という形でいくと、COSOの1番目の業務の有効性と効率性、特に効率性、このところというのは優先順位からいうと少し下がるのかなと思います。むしろ2番目の財務報告の信頼性とかいうところが先に来るのかなという気がいたしました。

それと、企業の財産の保全については八木委員がおっしゃったように不正な取得とかこの辺

のところの表現はどうかなという感じがいたしました。

それと、読んでいて違和感があったのは、7ページの5番の内部統制の限界の最後のところで確かに、上記の制約にもかかわらず、有効な内部統制の整備による合理的な保証は、達成に関する高度の保証を意味するというで何となく監査をイメージしているような感じなんですけれども、論理的には4つのいろいろな制約があるにもかかわらず、いきなり高度の保証が意味されるというのは何となく読んでいて違和感がございます。

それから、文書化につきましてはここに括弧で監査と書いてありますけれども、監査を一度にやるということになると、準備をもちろんしなければいけないということになると思うので、この辺のところをもう少し何か考えようがないのかなという感じがいたします。

それから最後に8ページの7番の財務報告に係る内部統制とその有効性というところで、先ほど3段目のところで注のところにあります有価証券報告書全体に関する内部統制にまで拡張するというところについては、ちょっとアメリカの企業改革法を見ても第302条で開示統制と財務報告に係る内部統制というのは定義的には分けていると思っております、開示統制には非財務情報も入っている。これは別に監査の対象ではないです。財務報告に関する内部統制については、第404条で明らかに監査の対象になっている。この辺のところをもう一回整理して議論した方がよろしいのではないかというふうに思います。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。幾つか競合するご質問もありますので、また後ほどまたまとめてご議論ができればと思います。

それでは、手塚委員。

○手塚臨時委員 2点お話をさせていただきます。

1つは、先ほどの関委員のご説明の中にもありました監査役の位置づけということにも関係することですが、この素案で例えば1ページの1のところでは取締役会、経営者その他の構成員という表現を使っております。それから2ページの統制環境は、①と②で経営者は当然入っているんですが、取締役会、監査役、監査委員会というような表現が入っております。それから後ろの方の5ページのところに真ん中辺で独立的評価というところがございますが、ここに経営者、監査役または監査委員会、内部監査部門と入っております、取締役という表現は出ていない。それから、その下の④のところには経営者、取締役会、監査役等という言葉が入っているなど、言葉の意味合いがそれぞれ目的に応じて使い分けられているんだろうとは思いますが、統一性があるのかなというように感じました。

それからもう1点でございますが、5ページの今申し上げました④のところに一定の重大な不備というのと重要な欠陥という言葉がございますが、我々検証する立場になったときに重要な意味合いが出てくるというように認識しております。

8ページの下から2つ目のパラグラフのところ、財務報告に係る内部統制の有効性は、財務報告に重要な影響を及ぼす重要な欠陥がないことをいうことになります。重要な欠陥がなければ、先ほどの5ページのところの言葉の使い方で行くと、重大な不備はあっても、意見としては有効であるという結論に結びつくことになります。そうすると、重大な不備というものと重要な欠陥がそもそもどういうものなのかというところの論点があります。米国の基準でも最近報告書が出てきており、事例として重大な不備とはこういうものだ、それから重要な欠陥とはこういうものだという事例が出ているようですが、どうも中身を見ていると私は直接分析はしていないんですが、見た者の意見などを聞きますと、監査人、検証する立場の人たちの主観によって重大な不備をしたり、重要な欠陥としたりという解釈がなかなか難しそうだという感触を受けたようでございます。したがって、言葉の使い方としては結構なのでありますけれども、実際に意見を述べるときに参考になるような考え方を具体的に示していただけるとありがたいと考えております。

以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

それでは小林委員、お願いします。

○小林委員 今までの議論と重なるところがあると思うんですが、私も財務報告の信頼性といましようか、財務報告に係る内部統制というふうに考えるということに賛成でございますが、その場合に財務報告というのをどういうふうに考えるのかということがやはり問題になってくると思うんです。狭義の財務報告というのもあると思いますし、もっと業務の有効性と効率性に関連したところの広義の財務報告というのもあると思いますのでその辺、財務報告の定義をきちんとした上でレベル、段階があると思いますので、それについて検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

それから8ページの一番最後のパラグラフの「財務報告に係る内部統制が有効であるとは」というところなんですが、そこが非常に重複の表現になっております。「財務報告に係る内部統制に重要な欠陥がない」というふうに、ここはやはりもっと精緻化すべきであって、財務報告に係る内部統制の、ここで6つの構成要素が識別されているわけですが、それについての何に重要な欠陥がないのかということをも明らかにしていく必要があるだろうというふうに

考えております。

それからもう一つ、これはここの検討段階ではないのかもしれないんですが、財務報告に係る内部統制をグループレベルで考えるのか、それともグループレベルまでは考えないのか。といますのは、図の方で非常に単体を想定しているのではないかといったような、それは読み過ぎなのかもしれませんが、3枚目のところでグループ企業といますか、子会社を含めるのかどうかといったようなところはいかがなのかというところが質問でございます。

以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎専門委員 この内部統制の及ぶ範囲ということについていろいろなご意見が出ておりますが、私もその点で一つ申し上げたいと思うんですけれども、私は内部統制の目的というところで例えば企業財産の保全というような考え方を日本の議論を踏まえて出していくということは前向きに評価できるんじゃないかなというふうに思うんです。

ただ、それが直ちにそういうことも含めたいいわゆる評価と検証、特に検証の方の対象になって会計士の皆さんがそこについてもきちっと確認をするという責任を負わなければいけないというところまで直結するという話になるとやや行き過ぎなのかなというような感じがしています。要は私は基本的枠組み、全体が一つのセットといますか、一つの完結した構築物であるということは非常によくわかっているつもりなんですけど、しかし最初に示された枠組み、全部について経営者による例えば評価が行われ、かつ、その全部について監査人による検証が行われなければいけないというようなところまできちぎちに考える必要はないのではないかなというふうに思います。

つまり、とりわけ監査人による検証の範囲というのは必要に応じて狭めてもいいのではないかな。基本的枠組みというのは、そこまでやりたければある意味それに従って企業が行動することが出来る指針という位置づけになるんですから、幅広くカバーすることはむしろいいことなんではないかなというふうに思っております。そういう考え方で特に検証の基準のところをつくっていく必要があるのではないかな。また、そういう考え方になってきますと、先ほどほかの委員の方からもございましたけれども、7の「財務報告に係る内部統制とその有効性」という部分の書きぶりを相当、いわばここで言っていることについては財務報告に係るに限定されるのであるということをもう少し明確に書いていって、そこまでに至る一般論との違

いがあるということを示す必要があるのではないかなと思った次第でございます。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高田委員、どうぞ。

○高田臨時委員 1点だけなんですけど、内部統制の基本的枠組み、あるいはほかの基準も含めて私は気になっているのは、どういう法的な枠組みの中で全体の内部統制の評価・検証をやっていくのかということをはっきりさせておく必要があるだろうというふうに思っております。

証券取引法の監査、あるいはもうちょっと広げて監査基準、公認会計士がやる監査の枠組みの中で内部統制の問題を既に位置づけられているわけですから、それを基準としてより明確にしていくという考え方をとれば法制上の根拠ははっきりしているんですけども、そうではなくて内部統制論一般をまず議論して、その中から必要なものを絞り込んでいくという考え方をとっていった場合、果たして経営者にどれだけの構築義務が課されるのかということの法律上の根拠が少しあいまいになってくるというふうに考えております。

それで、先ほど関委員からご指摘がありました、商法できちっと構築義務を明示していただければそれは比較的簡単な話になってくるわけですけども、あるいはアメリカのようにSOX法があって、その中に義務づけが明示されているということになれば、その後の監査人の検証その他はそこからずっと来ますので非常に簡単な話だと思うんですが、我が国の場合そこまですでままだっておりませんので、一体これをどういうふうにこの内部統制の基準を法的な根拠として実施していくのかということは慎重に考えないといけないというふうに考えております。

私は絞り込みの議論との関係で絞り込むことは賛成なんですけれども、当面法制度上は証取法監査、あるいは監査基準の枠組みの中でこれをより精緻化するという立場で少し法的な根拠論というのは避けて議論を進めていったらどうかというのは、私自身の意見です。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 既に議論されていることかと思いますが、先ほどの第4点目について若干補足的な議論を申し上げたいと思います。

1つは、先ほど八木委員の方からございました「不正」という言葉でございますが、これにつきましては既に第3番目の原則である法令の遵守というところで既にカバーされているとい



うふうに思います。したがって、これをことさらとりたててもう一つ加える必要はないのではないかなというふうに思います。

また、そもそも財産の不正な取得でございますとか使用でございますとか処分を防止する、また発見するということは既に商法の世界で取締役でございますとか監査役の義務に入っているということでございますので、ここはやはりそういったほかの規定等々で決められているものをあえてここに加える必要はないのではないかなというふうに考えます。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

持永委員、どうぞ。

○持永専門委員 3つほどちょっと気づいた点を述べさせて頂きたいと思います。

先ほど来、皆様の発言をお聞きしておりまして、そもそもまず枠組みを規定するものが我が国の基準の中になく、ですから基本的な枠組みを示された上で8ページの7に来ておりまして、逆に私は8ページの7で評価・検証は財務報告に係る内部統制から読み進めてというのが実感でしたのであまり違和感がありませんでした。アメリカの規定等も参考にするにしても、先ほど来のご意見を踏まえると、もう少し強調しなければいけないところもあるのかなというふうに思いました。

それから高田先生のお話の中で、思いだしたのですが3月22日に国会に会社法の改正案が提出されております。その第362条に、内部統制の構築があります。ただ、商法の場合ですと従来の委員会設置会社から今回の会社法の改正案で大会社まで範囲を広げます。このため、上場会社は当然に該当すると思います。

この規定の仕方では、構築することを取締役会で決議することを義務づけ、それを営業報告書の記載事項にしますというアイデアです。実際に直接内部統制を構築しなさいと言っているわけではないわけです。ただ、開示事項としなければならないということは実質的には構築しなければ開示できませんので、ある意味では実質的な構築義務になるのかなと思います。

さらに、商法の場合、大和銀行に関する平成12年の大阪地裁の判決を読みますと、内部統制の構築というのは、地裁の判決ですと広くとらえています。当然、構築という中には整備、運用も入るし、リスク管理まで実は入っておりまして、この審議において商法を大事と考えていなかったんですけども、逆に今の議論を踏まえた上でこの商法を取り上げる必要があるのかどうか、自問したところでございました。

最後になりますけれども、重要な不備、欠陥のお話がありまして、我々にとっても非常に悩

ましい問題だと思っています。ただ、出口からしますと財務諸表に重要な虚偽表示がない。そのための重要な欠陥がないというふうに出口では同じようにとらえているんですけども、これをプロセスレベルでとらえるときには確かにちょっと悩ましい問題もあります。例えば私どもの監査手続の中でリスクアプローチ的な言い方がありますが、これを内部統制の監査には直接持ってこれるのかどうか、ここが悩ましいところがございます、そのあたりもぜひ議論していただければと思います。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 もう一つ別のポイントについて申し上げたいと思いますが、この素案の5ページにございます監視活動というところの第1行目に、監視活動とは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスであると思いますが、少し読み過ぎかもしれませんが、実際に監査活動までいろいろな規定を落とし込むときに、その特定の時点における監査であるのか、また1年間を通じてのプロセス全体を見ての監査であるかという論点にも結びつきまして、現時点では「継続的」という言葉はできれば外していただいた方がその後の議論にバイアスをかけるということは防止できるのではないかというふうに考えます。

○八田部会長 ありがとうございます。

町田委員、どうぞ。

○町田専門委員 3点お話ししたいと思います。

まず1点目は、今、柴田委員の方からお話があった「継続的に」のところですけども、これはおそらく最終的な検証の問題ではなくて、内部統制自体の中の問題かと思っています。例えば1年に1回全部見直せばいいというものではなくて、日常的に何か不備があったらチェックしていくというような、そういうことを言っているのではないかなと思いますので、この点については、もしイメージしておられるのが外部監査であったとしたら、それはちょっと違うのかな、というふうに今考えていたところです。

このことは小さな点なんですけれども、それ以外に2点お話ししたいと思います。

1点は、基本的枠組みの全体像についてですが、おそらく最後の7のところ、財務報告に係る内部統制だけを扱う、という形で絞っていると思いますが、冒頭に関委員からご指摘のあったように、その絞っているところが、明確な文章でないような気がいたします。「以上に記載した内容は」として、ここで示しているのは基本的な枠組み、つまり内部統制の全体

像だと言って、その後いきなり「財務報告に係る内部統制は」という形になってしまっています。この枠組みに続く、今回扱っていない経営者評価の基準や監査人による検証の基準では、対象が、財務報告に係る内部統制のところに絞られる、ということを明示しないと話が先に進まないのではないかと思います。

また逆に言いますと、この最後の部分までは、内部統制一般論を述べている、いわゆる概念フレームワークかなというふうに思いますので、例えば内部統制の目的についても、確かに監査基準では財務報告の信頼性が冒頭ですが、それは監査基準ということで財務報告に限定されているために冒頭に挙げられているわけで、ここでのフレームワークとは異なると思います。あくまで内部統制というのは企業の側が構築するものであり、企業にあるもの、企業が独自に、自主的に作っているものを、監査にしても利用しながら監査を行っていく、ということだと思います。そういうことからすると、目的に関しても、業務から始まるこの順番で記述していくのが妥当かな、と私は考えております。

そして第3点目ですけれども、財産の保全の話ですが、これについて表現の問題はちょっと置きまして、これを目的に掲げることの意味について、一言申し上げたいと存じます。

実は、COSOにおいて内部統制のフレームワークを策定する際にも、この財産の保全を入れるか入れないかということは議論になっております。先ほど柴田委員が「COSOの1」とおっしゃった1992年と94年に出されたフレームワークですけれども、当初、その報告書は5分冊で公表されまして、その5分冊のうちの一つの「外部報告」においては、どうして財産の保全を扱わないかということが縷々論じられています。といいますのも、COSOの内部統制のフレームワークが最初に公表されたときには、内部統制のすべてが外部報告の対象になるのではないかと、という懸念から、特にアメリカの公認会計士協会が強硬に反対し、一方アメリカの会計検査院GAOは財産保全も含めるべきだ、という主張をして、激しい議論があった点なのです。結局、アメリカは入れませんでした。ただ、その後、何度も何度もそのことについては議論の俎上に載ってきております。

もともとアメリカでは、1970年代に海外不正支払防止法において、初めて、企業は健全な内部統制、特に会計統制を構築しなければならない、と法定したときの議論から、財産の保全ということは内部統制の重要な目的の一つとして挙げられてきたわけです。ところが、1990年代のCOSOのフレームワーク策定の段階で、実際の経営者報告やそれに対する検証の対象にする、しないといった議論の影響が強くなって、ちょっと偏った形で解決を見てしまったと思われれます。

それに対して、あくまでも報告については、財務報告の信頼性のところに絞るわけですから、アメリカの経緯とは離れて、COSOのフレームワークの背景は必ずしも意識せずに、ここでは、あくまでプレーンな形で概念フレームワークを示すということをしてもいいのではないかと私自身は考えております。

また、構成要素のところもITを入れていますが、これについては議論のあるところかと思えます。肯定的に見れば、実際に監査法人における統制リスクの評価では、ITの評価というのは別枠でやっていたりする場合がありますし、また、COSOのもともとの構成要素の挙げ方が、コンポーネントとして主なものを例示列挙しているだけだということから、5つに限らず7つでも8つでもよいということも言えると思います。他方、否定的な観点からは、それぞれの業務に組み込まれているITを、敢えて特別視して別枠にするべきかどうか、何か新しいことをやっているような印象を与えるべきかどうか、ということがあると思います。この点はもう少し議論が必要かな、と思っております。

以上です。

○八田部会長 銭高委員、お願いします。

○銭高委員 今まで承っておりましたことと若干視点が変わるかもしれませんが、内部統制の意義という冒頭のところも何回か読ませていただいたんですが、要はわかり切っていることでもありますけれども、やはりそれは株主とか投資家だとか、そういったものが当然後ろに控えてくるわけで、その部分の表現がちょっと薄いかなという感じを受けたわけでもあります。

それで私は何を申し上げたいかといいますと、内部統制の目的の中の財務報告の信頼性とか、あるいは法規の遵守ということにも関連するのでありますが、一番最後に5番、内部統制の限界というところを読ませて頂きますと、私にとりましては言葉が非常に難解にも感じるわけございまして、要はここで言われている感覚的なつかみは「内部統制が経営者にもたらすものは」ということで1番から4番まで書いてございますのは、あくまで企業経営者サイドにおいてしっかりしなさいよというように言葉が羅列されている感じがいたします。しかしながら、内部統制が企業経営者の努力で、あるいは環境の変化に十分対応しながらもそれだけではない外部の要因によって時代が変わる、環境が変わることによって従来のやり方が正しくなかったではないかというふうに指摘されるケースが当然考えられるわけです。

別に具体的に固有名詞を言うわけではございませんが、例えば監査法人によってきちんと何年間か会計監査をされていた企業が場合によっては金融機関が貸倒引当金の立て方が少な過ぎるとかどうのこうのとか。その何年か前まではそれが認められた、許されたというのが、ある

とき突然、会計監査法人から貸倒引当での立て方がいかかということの問題が出てくる。そうすると内部統制というのは、私が結論的に申し上げたいのは、企業の中だけではなくて、外部の会計監査法人だとか、当局だとか、あるいは社会的認識、社会的拮抗力の変化といいますか、そういったことも大変な外部要因の中に入ってくるのではないかなど、それがこの言葉の5番を読んでおりますと、あくまで企業内部での努力だとか研鑽というものが大変強くうたわれているような感じがいたします。

前回、私この会に出席いたしましたときにも申し上げましたけれども、具体的なことでたしか議事録に載っているかと思いますが、例えば民間都市開発推進機構の森の買い戻しという事態が過去にございました。これは会計士協会においては2年間か3年間か、全くそれに対しては指導がなされなかったために、民都構の買い戻しというのは5倍債務としていわゆる世間でいう飛ばしということになったわけでございまして、これは基本的に考えるならば、やはり会計的に考えると投資家から見ればオンバランスにおいてもオフバランスの注記も明記されていなかったということが二、三年続いたこともございました。それが今は十分訂正されてはおります。

等々考えますと、内部統制は企業の内部の経営者のみならず、外部の機関なり、会計士協会だとか、存じませんが、いろいろなところによつてのそれを不作為と私は決して申し上げませんが、そういったことの指導監督によつて価値観なり見解が急速に変わることによつて内部統制的にはきちっとできていないではないかというふうなことで身をたださざるを得ないということも出てくるとなるならば、外部的なそういったものの変化という企業環境の変化というこの言葉の読み方、あるいは非定型的な取引が生じた場合と書いてございますが、もう少し本質的に言うならば、経営者の不作為だとか怠慢でない状況によつて内部統制的には変化してくるというものもあるのではないかというふうに考えますと、何となく内部統制の限界というのは、企業経営者側にすべてが何か不正直だとか、非常に努力が足りないというふうにも読み取れる部分は何かもう少し言葉の企業経営者だけではなくて、そういった外部要因の重大性というもご認識いただければというふうなことを申し上げたいと思います。

以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

それでは柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 一つ、内部統制の文書化につきまして申し上げたいと思います。

ここの8ページの2行目の方に「経営者は内部統制を予め文書化しておく必要がある」とい

う記述がございますが、例えばの話ですが、「経営者の」という言葉の後に「重要なプロセスについて」というただし書きを入れることによって過度な文書化の手間というものを防止できるのではないかというふうに考える次第でございます。

○八田部会長 長友委員、どうぞ。

○長友委員 もう皆さんおっしゃったんですが、私はご質問申し上げたいのが、今柴田委員がおっしゃった内部統制の文書化のところで、「文書化の程度は、企業の規模、複雑性などの要因によって異なる」というのは、わざわざここだけ取り出していらっしゃって、ほかの部分について言えば、個々の企業の置かれた環境や事業の特性等によって異なるものであり、一律に示すものは云々とか、ほかの部分まだありましたね。企業の規模及び活動の性格と範囲に応じて、統制活動は整備、運用されるべきであるとかという表現があるんですけども、文書化のところだけ、取り出されているのは何か意味がおりなのかどうかだけお伺いしたかったんですけども。後でまたお答えいただければと思います。

○八田部会長 関委員、お願いします。

○関委員 今の長友委員の質問というかご意見の関連なんですが、今の文書化のところなんですけれども、これは皆さんでよく検討していただければいいんですが、財務報告の信頼性というものをきちっとやはり確保しようとする経営者は当然考えるわけですが、これもやはり一つのリスクアプローチをやることになるんだと思うんです。勘定科目別に考えても、勘定によってはこのところは多少問題があってもリスク上は大した影響はないだろうという判断もあるでしょう。

しかし、さっきありましたような財産の適正な評価をして取得するとか処分するとか使うとかというようなことについては大変なリスクが実はあるという経営者の判断もあるわけでありまして、私のイメージとしては実は内部統制を構築する上で財務報告の信頼性に限定していいと思うんですけども、どこにリスクがあると経営者は考えて内部統制システムを構築しているんですかということをやはり明らかにして開示してもらおうというようなことが非常に大事なんじゃないかと思います。経営者に自分は経営者としてここにやはり財務報告の信頼性を確保する上でリスクがあると考えているからこういう内部統制のシステムを構築して文書化しているんです、この範囲でこう文書化しているんですということを、つまり文書化の考え方まで開示させるということが極めて有効なんではないかと思っているわけです。

一方、会計監査もリスクアプローチということですから、当然どこに重要な虚偽表示があるのか、あるいは重要な欠陥があるのかないのかということリスクアプローチでやるわけです。

ですから、そういう観点できちっと監査もやはりやっていくんだと、監査基準もきっちりつくり込んでいくんだと、そこで大体経営者の考えているリスクと監査人が考えているリスクを擦る合せて議論していく、そういう議論を経営と監査との間で切磋琢磨してやっていくというようなメカニズムをこの際、ビルトインしておくという工夫がどこかにできないのかなと思うんです。

これは意見です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

堀江委員、どうぞ。

○堀江臨時委員 まず第1に、「内部統制の基本的枠組み」という文書の流し方とか記述の順序についてです。特に財務報告の信頼性確保目的に限定するかどうかということが議論の一つのポイントになっていたかと思います。けれども、本部会の最終の着地というかゴールが内部統制の評価に対する監査人による検証にありますので、そういう意味でわかりやすさからすると、財務報告目的をまず表に出して、それに影響を与える目的、ないしは影響を与える内部統制の重要な達成目的として、業務の有効性・効率性とかコンプライアンスとか財産保全があるというふうな書き方をした方がいいようにも思いますが、先ほど持永委員の方からもご指摘がありましたように、現在の商法改正の流れ等をくんで考えてみたとき、事務局からご用意いただいたように、内部統制の全体のフレームワークをまず描いて、そしてその中で評価・検証の対象となるものはこの目的に関連するところですよというふうな、そういう流しの方がこれからのことを考えたときにはいいように思います。

それから、第2番目でございますが、内部統制の意義あるいは定義に関係するところです。

2点ありまして、1つ目は内部統制の定義の中に合理的な保証という言葉が登場することです。COSOでもこの言葉が用いられています。先ほど鈴木委員がご指摘になりました7ページ目の5の内部統制の限界についての最後の2行目の誤解とも密接に関連してくるところですが、本会議での議論の第3弾目に予定されている「内部統制の評価に対する監査人による検証」でも恐らく「合理的な保証」という言葉が使われるんだろうと思うんです。しかし、監査報告書に書かれる「合理的な保証」という言葉と、内部統制の定義で用いられる「合理的な保証」という言葉はコンテキストが全く違うわけです。そこで、限界があるからリーズナブルだというふうなことを、あえて書かなくても限界として明確に記述すれば、十分だと思います。そもそも「合理的な保証を提供することを意図した」というのは専門家が読まないといけない

い言葉ですね。したがって、「合理的保証」という語句は内部統制の定義の中から取ってしまってもいいのではないかというふうに思います。

2つ目は、業務に組み込まれたプロセスであるとして、内部統制の定義が終わっています。そこでまず、取締役会、経営者及びその他の構成員というのは、企業の構成員全員になるのか、やはり、内部統制の場合にはだれが最終責任を持つのかということをも明記した方がいいと思うんです。そこでまず、「だれが」という運営主体はのところを取ってしまっ、「仕組みであり、プロセスである」と言い切っします。その後で、取締役会と経営者が内部統制についての最終責任を持つんだというふうに明記した方がよいのではないかと思います。

以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ちょっと確認のためにあらかじめ申し上げますが、実は会計とか監査の世界には若干幅がある議論があるということから、よく絶対的な真実性とか絶対的な保証はないという議論がなされます。ここでも途中にありましたように、内部統制がいかに有効であつても絶対的な信頼性を担保することはできないと、こういう議論がありまして、もともと私どもがベースにしておりますCOSOの報告書でもこのように幾つか幅のある、あるいは理解に若干差異を感じさせるような用語が幾つか出てくるという懸念があつたんだと思いますが、そういった重要ワードに関しましてはいわゆるグローサリーといいますか用語集をつくって、ここではこういう意味で使っていますよということをもまず明示しているんです。

例えば1つだけご紹介申し上げますが、今私の手元に翻訳書がありまして、この合理的な保証についてはこういう定義をしているんです。恐らく皆さん方が厳格に考えているのとはちょっと違うと思うんですが、COSO報告書で使っている合理的な保証というのは、内部統制に関しまして、いかに適切に設計・運用されている内部統制であつたとしても、事業体の目的が達成されていることを絶対的に保証することはできないという考え方。つまり、すべての内部統制システムには固有の限界が存在する。こういった、言うならばそんなに厳密な言葉ではなくて、唯一絶対ではないですよという意味で使っているのでもあります。ただ、監査論上で使う場合の信頼性の水準で使う場合の合理的な保証はまた違った意味合いがあるということで、恐らくこの辺が混乱を招いているのではないかということで、実はコア会議のときにもできるだけ早い段階でこの報告書、あるいはこの文案をつくる時に用語集を先にご提示した方がよろしいのではないかという議論もあつたのですが、文章がまずある程度流れてからでいいのではないかなということで実は若干差し控えた分があります。その辺が若干ご迷惑をかけておりま



す。ご指摘頂きまして、その辺は検討させて頂きたいと思います。

まず、形式的なことについて先にお答えだけといいますか、ご説明させて頂きました。

ほかにいかがでしょうか。

荒谷委員、どうぞ。

○荒谷委員 まず1つお願いですけれども、会社法が来年施行を予定されておりますので、会社法上の監査役等の監査の責務と、それから証券取引法上、あるいは監査論で議論されている監査役あるいは内部統制の議論等のすり合わせをして頂きたいと思います。いつも微妙に議論がずれてかみ合わないまま来ていたと感じておりますので、せっかく同じ時期に同じことを議論しておりますので、双方ですり合わせがなされればそこを来さないのではないかなという気がしますので、ぜひこの点についてご検討頂きたいということです。

それから用語につきまして、ただ今ご説明がありましたが、「経営者」という言葉と「取締役会、監査役」という言葉が出てまいりますと、監査役はわかりませんが、経営者と取締役会等の概念が区別して使われているのか、取締役会と経営者はどう違うのか少しわかりにくいので、そのあたりの定義は非常に重要だと思いますので、用語の定義はきちっとされることをぜひ希望したいと思います。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎専門委員 今ご指摘があった「経営者」という言葉は私も非常に違和感を感じたんですが、それはただ単に定義を明確にするということはもちろん大事なんですが、それだけではなくて最初にご説明があった基準をつくっていく考え方の中の我が国の会社に合ったものという観点からいきますと、アメリカの考え方ですと経営者と取締役会というのはかなり明快に区別ができるんだろうと思うんです。つまり経営者というのはエグゼクティブだということでそれで済ませてしまえばいいということなんだと思いますが、日本の場合は例えばこれを代表取締役とかに置きかえても、それが取締役会等を本当に分離しているのかというところほとんどの企業においてはそういう実態はないわけですので、これは非常に違和感のある内容にかえてってしまうような気がするんです。その点は十分に考える必要があって、私は何となくあえて経営者と取締役というのを区別して位置づける必要はないのではないのかなということを感じておりますが、これはまだよく考えていないので。

ただ、いずれにしてもここは非常に重要だということだけ申し上げたいと思います。

○八田部会長 ありがとうございます。

高田委員、どうぞ。

○高田臨時委員 私もちよつとCOSOの翻訳にタッチしたものですから。

ここの内部統制に関与する人々のとらえ方が非常に広くて、訳で非常に困りました。そこに「その他の構成員」というふうに書いてありますけれども、これに当たる言葉が原文の中では例えば「ピープル」と出てきたり、「エンploy」と出てきたり「ステークホルダー」と出てきたり、あるいは納入業者に当たる言葉が出てきたり、さまざまなとらえ方をしています。それから、経営者もローアからアッパーまでさまざまな階層が考えられる。

どうしてこんなにばらばらなのかということではいろいろ議論したんですが、結局プロセスであるというとらえ方をしておりますので、あらゆるレベルで実はCOSOの枠組みの中では内部統制を考えていて、それがそれぞれの企業の実情でどういう組み立てをされるかというのをできるだけ柔軟にとらえようということなんではないかということです。例えば納入業者がいろいろを要求されたというようなときに、もうある会社では特定のそれこそディレクターにレポートをしてくださいというようなちゃんとノーティスを渡すというようなことも例として入っていたというふうに記憶しております。

ここはしたがいまして、COSOの基本的な枠組みを我々は採用して全体像をまずはっきりさせようというのがスタート時点での池田参事官のお考えだったような気がしております。ですからこれはちよつとぼやつとしますけれども、全体をとらえるという視点でアプローチしていった方がいいだろうというふうに考えております。

それから、COSOの概念フレームワークの非常に画期的だったのは、それまでの内部統制の議論と違ひまして、構成要素、目的という形で豆腐状の立方体を示して拡張可能であるということを強調しているわけです。非常に柔軟な定義を示しているということで、それをいろいろな議論の中で、あるいはその国の実情の中で自由に拡張してくださいということであったというふうに記憶しております。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

錢高委員、どうぞ。

○錢高委員 今お話しいただいたのは、お話としてはよくわかるんですけども、結局これは我々が理解して納得しても後ろには何万か何千か知りませんが企業がいるわけで、そこに従業

員も皆いるわけですし、取引業者さんもいるわけですから、我々がここでその言葉はこうですよと幾ら定義しても、それは世間では受け入れられないものができるのではないかなと、ですから荒谷委員が先ほどおっしゃった言葉から、あるいは大崎委員もおっしゃいましたけれども、今の報告を聞いていますと英語を翻訳して直訳してそれをまた意識になっているという話で、かなりCOSOというものに振り回され過ぎているのではないかという感じがするんです。ですからそういうふうには言えば、取締役会も経営者も、経営者というのは大体部長だというのは経営者ですし、執行役員等もございまして、その他の構成員となれば平の社員も構成員になってくるわけです。だから本当にその辺をきちっとされない限りは、言葉に対して失礼だというふうに私は思っております。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。

持永委員、どうぞ。

○持永専門委員 今のご発言のときに2つ思い出したものがございまして、意見というのではなくて今までの経験の中での話でご参考までに申し上げたいと思います。

高田先生の方からお話がございまして、例えば3ページの(3)、3行目になりますけれども、フレームワークの中で統制活動のところの説明ですけれども、組織全体を通じてすべての組織階層におけるすべての経営機能において実施されるプロセスということが書いてございます。先ほど、パーソナルですとかピープルなどかいろいろ話がございましたけれども、やはりその権限、役割等でいろいろな形で企業のある種では構成員、経営者の方から従業員の方までいろいろな役割で関係してくる。逆に言うと、それがCOSOのレポートが強く取り上げられた理由だと思っています。

私の経験、この審議会のレベルというよりは随分実務的なレベルになりますけれども、例えば審議会の基準ができてそれを実務的なガイドラインを作成するため、会計士協会でも実務指針をつくっております。その中でもやはり用語はいろいろと悩みます。実は経営者、さらにはその他の構成員の中間的な管理者等を含めてどのように表現するかということでいろいろ調べたことがございます。

今日本でよく使われているのは、実は「経営管理者」ですとか「役職者」です。これでもやはりよくわからないんです。先ほど来のお話をお聞きする中でおっしゃることはよくわかるんですけれども、例えばある会社であればその権限を代表取締役が執行役に付与してそれを監視している。別な会社では役員が本部長におろしている。別な会社では、本部長がさらに事業課

長におろしているというようなことがあります、今つくろうとされていることが基準書としてのフレームワークですので、あまり細かく書き過ぎたら個々の会社に適さないことがあります。トレードオフの関係にあり、細かく書けば書くほど基準としては実態に合わないこともありますので、そこもご留意いただければと思います。それが我々協会でも、言葉を探すときに非常に苦慮しているところです。

それから、2つ目を思い出しましたのが、先ほど町田委員からのご発言でございました。内部統制の目的で資産の保全に関しまして、アメリカの会計士協会とGAO、アメリカの会計検査院の名前が出てまいりました。実は、日本の会計士協会は平成14年1月の監査基準の改定を受けまして、統制リスク20号、それからIT統制の1号を出しております。

実は会計士協会はこの中で内部統制の目的のところに注書きをつけております。COSOのフレームワークでは3つの目的しか言わないけれども、そこに内在されている重要な要素として資産の保全があります。実は会計士協会もその資産の保全について重要であることということ認めて3つの目的プラス1として書いている事実がございます。これは事実として思い出したことをちょっと述べさせて頂きたいと思います。

○八田部会長 ありがとうございます。

関委員、どうぞ。

○関委員 今の持永委員は大変いいお話をされたのではないかと考えているんですが、私の内部統制に関する理解は、内部統制を構築する義務というのはまさに取締役会にある。しかし、内部統制そのものを実際に構築して実際に内部統制システムをワークブルなものにするのは、それは極端なことを言ったら企業の構成員全員だというふうに言っても過言でないと思うんです。

現実にこの間、日立の八木さんからお話がありましたけれども、具体的なコードに従っていろいろな文章化をやっていくときに、全部現場でやっている人たちにおろして、そしてそれが本当にどう文書化できるかということはずっとやられているわけです。そのプロセス自身が内部統制システムを構築する実質でありますし、そういうことをきちっとやるのが経営者含め、代表取締役を含めて本当に財務報告の信頼性を担保する基本になると思うんです。ですから、あくまでも内部統制というのは自主統制というか、企業に参画している人たちがそれぞれの立場で自らきちっとえりを正してやるというのが、私は基本だと思うんです。

したがってそのところは、あまり取締役だ、経営者としてだれがやるんだとかいうことを限定的に考えるというのは、私は基本的には間違いではないかと思っております。

ですからむしろ、これはその次が実はあるわけでありまして、外部監査というものを本当にどう位置づけるんですかと。つまり、アメリカの言うように全部ありとあらゆるものを文書化して全部監査しないとこれはやはりおさまらないよというふうにするのか、今私が言っているところを基本にして本当にリスクがあるところに限定してやっていく、いわば内部統制システムがきちっとできていればできているほど検証というのは軽くなるわけですよ。ですからそういう緊張関係といいますか、監査のあり方も含めてそういうものとしてきちっと構築するということが本質論になるのではないのかなと思うんです。

以上です。

○八田部会長 銭高委員、どうぞ。

○銭高委員 今、関さんがおっしゃったことにセコンドするわけですが、そういうことはあってほしくないことですが、あってはならないことですが、よく企業で例えば社長がいる、それから役員がいる、それからその下に課長がいるという場合によく起きるケースは、課長とかその下のレベルは問題を非常に早く発見して対応を考えている。しかし、何らかの理由によってそのミドルといいますか、役員クラスがそれを社長である上へ情報を上げようとしない。社長が知らないことは取締役も知らないケースもある。何か問題が起きて、おれは聞いていなかったというふうなこともよく世間では、いつもスキャンダルになるのはそういうことが非常に多いわけです。そういう方が形からいきますと、いわゆる監査役会だとか監査委員会だということを全然別のラインで内部統制を考えるならば、まさに関さんがおっしゃったような会社を挙げて、やはり構成員がこれに関与するということが従来のパターンと違った意味合いを持つのではないかなというふうな思いをいたしました。

○八田部会長 既に共通認識だというふうに私個人的には思っていたのですが、このCOSOの報告書の理解というのは先ほど高田委員もお話がありましたように、定義もごさいますように内部統制の考え方が組織機構の中に独立してあるのではなくて業務に組み込まれているということですから、末端のすべての従業員も何らかの役割を内部統制の実施に対して持っているんだということです。したがって、責任のお話、今の銭高委員のお話、全くそのとおりであります。したがって、これを逐一どなたという役割、あるいは職階の名前を入れるよりは、抽象的などといいますか、こういう表現が概念的な枠組みにはふさわしいということで、恐らく原本の方でもそのような扱いをしているわけですし、我が国でも扱ってはどうかということでご提示しているわけです。

ただ問題は、やはり先ほど荒谷委員のおっしゃられていますように我が国で一番悩ましいの

は、何といても商法上の監査役の位置づけであります。これは今回私どもが法律の場に物申す立場にあるのかないのかわかりませんが、一応大きな役割を担っていることは間違いありませんので、どこかでこの考え方をお示しできればというふうに考えています。ご意見をまた頂きたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

荒谷委員、どうぞ。

○荒谷委員 私もほかの委員の方と同じです。細かい役職名のことを云々するつもりはありませんで、経営者という言葉があいまいだということを申し上げただけですので、同じです。

ただ、法律家がこれを言うと嫌われるのは承知の上であえて申し上げるんですが、内部統制については全委員が、つまりいろいろな方々が関与して組織ぐるみで統制に関与するんだということは私も全く賛成でございますけれども、最後のところでどなたが法律上問題になったときに責任をとるのかということだけはきちっとしておかないと、これがあいまいなまま過ごされてしまいますと、責任を押しつけあって、結果は非常に美しいものはできるけれども、だれも責任を負わないということになるのではないかと、これを非常に危惧しております。

ですから全体としてやることには賛成ですけれども、最後は例えば代表取締役が責任をとるとか、そういう形の枠組みをきちっと立てていただければというふうに私は考えております。

○八田部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。橋本委員、どうぞ。

○橋本臨時委員 言葉の意味とかどういう言葉を使うかとかについてはもう少し詰めて議論をしていく必要があると思うんですが、この基本的枠組みの素案の一番の目玉と申しますか、COSOを超えてByondCOSOなるかどうかの一番の大きなポイントは4番目の目的として企業財産の保全を入れるか入れないか、それから内部統制の構成要素について、5つのものを6つにするかということ、すなわち、IT統制を入れるかどうか、これを従来どおりCOSOの3つと5つでいくのか、あるいは4つと6つで示すのかで大分日本の内部統制の基準の印象が、変わってくると思いますので、その辺のところをいろいろなご意見も既に出しておりますけれども、できれば私としては最新かつ先駆的な枠組みとして、細かいところはまた今後詰めていくとして、方向性としてCOSOの3・5にプラスをして、4・6でいくことで、日本的な特徴が出せればいいかなという意見を持っております。

○八田部会長 ありがとうございます。

町田委員、どうぞ。

○町田専門委員 2点申し上げます。

1つは、今、再三ご議論のある、経営者の評価についてです。私は、「リスクアプローチ」という言葉を使うのが適切なのかわかりませんが、関委員の仰ったことは、全くそのとおりであると思います。

本部会の第2回の折に、PCAOBの基準を報告させていただいた中でもご説明いたしましたが、PCAOBの基準は、サーベインズ・オクスリー法を受けて直接作られたのではなくて、それに先立って、SECが規則を出しております。そのSECの規則では、経営者の評価の仕方、あるいは経営者の文書化のことについては、内部統制は各企業ごとに違うので、SECとしてはその評価のポイントについては示さないという方針が示されておりました。それがPCAOBの2号の段階、監査基準の段階になって、監査をするためにどうしても経営者の評価のポイントを示しておかなければいけないという考え方がとられ、実際に詳細な評価ポイントが規定されたわけです。そこから文書化、文書化ということが非常に強く打ち出されるようになったというふうに理解しております。

したがって、幸か不幸か、この部会で策定する基準は、このフレームワークから始まって、次に経営者の評価基準、続いて監査の基準という順番で審議が進んでいきますので、やはり経営者の評価に関しては、少なくとも会社の中で内部統制に責任ある者が自らの視点で構築し、そして自らの視点で財務報告の信頼性に対して担保できるだけの整備を行い、そして必要十分な程度に文書化する、まずこれがあって、それを受けて監査ということがあってしかるべきだろうというふうに思いますので、その点を十分に考慮して、基準を策定していくことが適切かと思えます。とりわけ、その場合、今ご議論のある点を、単に文書化の範囲を絞るという議論に結びつけるのではなくて、本来の議論の道筋として、経営者が内部統制に第一義的な責任を負うという観点から整理することが、国際的に見ても適切な考え方ではないかというふうに思っております。

また、もう一つ、ちょっと話が飛びますけれども、財務報告の範囲についてはすべてが終わった後にもう一度議論ということでしたが、この点について一言申し上げておきたいと思いません。

アメリカの場合は開示統制の部分については除かれておりますが、アメリカではMD&Aに関してレビューが入っていたり、あるいはイギリスの場合はそもそも定性的な情報の部分も一部監査対象に含める規定になっております。つまり、アメリカにしてもイギリスにしても、それぞれ財務報告の中の定性的な部分の信頼性を担保する枠組みがある程度あるわけです。それに

対して日本はどうかといいますと無監査、非監査ということで、ほとんど顧慮されずにきていた面が非常に強かったように思います。

また、今回の内部統制の議論と直接は関連しませんけれども、昨年 10 月以来の鉄道会社の開示の問題から起こった市場における開示不信というものに対してどのようにこたえるのか、その部分は開示統制なので我々は知らないと言えるのかどうかということについて、私は非常に疑問に感じています。したがって、そのことを財務報告の範囲を検討する中でも、考えていく必要があるのではないかと、思います。

財務報告の範囲については、最後にまとめてということもあるかもしれませんが、今後、レンジ取り上げられていく、経営者報告の段階、あるいは監査の段階で順次、何度も何度も繰り返し詰めていく必要がある部分ではないかな、というふうにも考えております。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 内部統制の構成要素の中の I T 統制の部分なんですけれども、図表の方でも三角形、ピラミッドの形で情報技術による統制というのが全般を覆うような形で書かれていると思います。

それで、内部統制というのが業務に組み込まれたプロセスということを前提にしまして考えますと、先ほどの重要な欠陥というところにも関係してまいりますけれども、ピラミッドで書かれた部分というのがレベルといいますか、業務プロセスというのをこういう形で書けると思うんですが、情報技術というのはほかの 5 要素と比較すると非常に異なる要素があるのではないかなというふうに感じます。つまり、5 つの要素は企業の業務プロセスそのものを入れるわけなんですけれども、I T 統制の部分はそれ自体が動くわけではなくて、それ自体が不確定であるわけではなくて、I T というものがそれぞれすべてに組み込まれている。すべての中に要素としてあって、支援、サポートの機能を果たすというようなことで、この 5 つの要素とはちょっと違う性格を持っているのではないかなというふうに考えております。

ですからその中で、内部統制の構成要素の位置づけの問題ですけれども、情報、I T 統制というのは分離して考えた方がよろしいのではないかなというふうに思いました。

○八田部会長 今のご指摘は、ピラミッドのところの……

○小林委員 ピラミッドの方です。

○八田部会長 ピラミッドの図は、私の理解では、今ご指摘の小林委員のお考えと全く同じ意



識を持ってこのような図柄にしていますので、お互い、絵というのは意思疎通が十分ではないという感想を持っております。考え方はまったく同じであるというふうに私は思っておりませんので、ご理解頂きたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

高田委員、どうぞ。

○高田臨時委員 最初に八木委員がご発言になったことなのですが、内部統制の意義のところまでコストベネフィット的な考え方といいたいまいしょうか、今までいろいろな方もご発言になっていましたけれども、我々の議論しているところのこういう人により整備、運用されるという意味がわかるんですけれども、もうちょっとそこを責任の所在、あくまで企業が一定の考え方に基づいて自主的につくるものだということを何らかの表現で強調された方がいいような気がいたしました。

○八田部会長 ありがとうございます。

長友委員、どうぞ。

○長友委員 そろそろ先ほどのご質問差し上げた点についてご説明をいただければと思うんですが、何か意図がおりなのか。

○八田部会長 文書化のところでしたね。

○長友委員 そうです。何か意図がおりなのか、それともそんなことないということなのか。多分ERMのところを見るとそんな表現はないし、皆さんがディスカッションしている部分の全体のリスクマネジメントについての定義その他をやっているのはわかるんですが、ここだけどうしてというような。

○大貫企業会計専門官 今のお答えなんですけれども、先ほどからリスクアプローチというような考え方も出てきまして、これからいわゆる経営者の方、会社の方の評価、それから会計士等の検証の話が出てきますので、その中で文書化というものも皆さんにご審議頂くということをご前提にいたしまして、ちょっと漠然とした書き方なんですけれども、これから審議いただいて形にしていこうという趣旨でちょっと漠然とした書き方になっていますので、そういうふうにご理解いただければと思います。

○長友委員 ご質問申し上げたことは、十分に意味は理解をしているんですけれども、ほかのところでは企業の規模及び活動の性格と範囲に応じて企業の統制活動は整備、運用されるべきであるとか文章の中に入っているんですけれども、これだけ抜き出して企業の規模、複雑性などの要因によって異なると抜き出した形でとらえるというのは何か意味があるのでしょうか。

○八田部会長 特に意味はないと理解しております。

○長友委員 わかりました。

○八田部会長 もっと申し上げるならば、実は先ほどどなたかのお話にありましたが、米国におきましても一定規模以下の小さい公開会社に関しましては、どのような内部統制報告書を出すかということについて、ガイドラインが出るだろうと言われていました。そういうことを踏まえまして、私どもでまだここまで煮詰めておりません。実は私の理解は8ページのところ、6番、7番は次回にもかかわってくる話でありまして、そもそも主たる議論はいわゆる基本的な枠組みですので、7ページのところだけをまず議論していただければという気持ちでございました。詰めが足りませんでしたことをお詫びします。

それでは、一応幾つか議論頂きましたが、複数の同じようなご質問あるいはご提示がありましたが、今日ご提示させて頂きました素案の中でコア会議での意見と、そこででました幾つかの考え方について、事前にバイアスがかからないことを考えておりましたことから、最後に私の方からご説明させて頂きます。

まず目的に関してであります。先ほど橋本委員からもお話がありましたように実は米国で内部統制報告書がつけられたときにさまざまな議論がありました。目的に関しましても、強い意見として財産保全目的を入れるべきである。特にそれは1977年、初めて米国の法律の中、連邦法の中で、海外不正支払防止法の中で内部会計統制システムの構築義務が公開会社に義務づけられたときには明確に財産保全条項が入っております。したがって、その監視機構でもあります会計検査院はこれを入れなければ内部統制の運用ができないという強い反対をいたしました。

しかし、先ほど柴田委員のご質疑にもありましたようにこれは業務の有効性、効率性、あるいは法令等の遵守の中に全部基本的に入ることから除外されたわけではありますが、根強い反対論は実はあるんです。そのときの設定当事者側からの理解は少しコンパクトにわかりやすい定義ないしは構成要素にしたいというそういった若干技術的な問題もあったように理解できるわけです。

それは同様に構成要素につきましても、我が国ではもう既に確定したCOSOの報告書を受け入れながら5つだと皆さんおっしゃいますが、実は当初は9つの内部統制構成要素がありました。それをさらに重複するものを省きながら、あるいは実際に実務に役立つことを考えながら、さらに文章として冗長になることを避けるためという幾つかの配慮があって、この5つにたどりついたという経緯があるわけがあります。

ただ、このCOSO報告書が公表された時代は今から13年前でありまして、全くもって経済環境、情報環境が違うわけでありまして、そこでその後、COSO報告書の実践に入ったときに幾つかの実務的な対応の場面で、確かにリスクの評価の中に一部IT絡みの議論はあるけれども、その部分が大きく欠落しているという批判がありました。したがって昨年、この同じCOSOが出したERMと呼ばれる、エンタープライズ・リスク・マネジメント、ちまたではこれをCOSOの第2バージョンとか新COSOと言っていますが、これは視点を全く変えて、従来のものは一応全部受け入れた上で、リスクマネジメントに特化した部分での報告書にということ、実はIT議論もそれほど十分に議論していないという環境がございます。しかし、私どもは昨今の状況を考え、あるいは不当な事例、最近見られたIT絡みの事例を考えて、これを度外視して新しい内部統制の枠組みだということを世界に発することはできないのではないかと強い危機感を持ちまして、構成要素の一つにIT絡みの構成要素を入れたというわけです。

そして目的の方も、実は我が国の場合、先ほど来からも既に取締役ないしは監査役の職務として明確に財産管理があるから入れる必要はないのではないかとご議論もありますが、例えば商法第274条の規定の第2項で、財産の状況を調査することを得という監査役の職務があります。これは明確にこのことを位置づけておいた方が、監査役にとっても十分な責任と役割を負えるということで、まさしく我が国流の内部統制にアレンジしたものを提供できるのではないかと。こういった考えを持ちましてご提案させていただいたわけでございます。

したがって、基本的なものはCOSO報告書をそのまま受け入れ、かつそれを先ほど高田委員からもありましたように拡張することを認めていく考え方で、我が国流にさらに拡張したもの、そしてさらにアップデートしたものであるということで今回素案として提示をさせていただいたわけでありまして。

ただ、その中身につきましてはまだまだ監査役会の位置づけはどうか、あるいは構成員はどこまで入るのかという議論があるわけですが、これはまたもう一回たたき台を、素案をベースに考えさせて頂きたいと思っております。最後になりましたが、少しご説明させて頂きました。

ほかに何か、これに関連いたしましてご意見ございますか。

○野村企業会計調整官 最後に事務局の方から申し上げさせていただきます。

本日ご提案させて頂きました素案につきましては、先ほど来ご議論をいただいておりますとおり文章の表現等々につきましてまだまだ不十分な点がございまして、委員の皆様方にご迷惑をおかけしているところでございます。

全体の構成につきましてはご議論の中にもございましたとおり内部統制全体についての考え方を示した上で、評価・検証の対象としては財務報告に係るものに限定をするということで絞り込んでいくという考え方をとっておりまして、そこら辺が最後の8ページのところに非常に弱い表現になってはございますが、書かせていただいたところでございますが、そこら辺は明確になるように表現・構成等は工夫をしてみたいと思っております。

財務報告の対象といたしましては、先程もちょっとご指摘があったのでございますけれども、どこまで広げるかといった点につきましては今後の評価、検証の段階におきましても十分ご議論をいただき、どの範囲が適当なのかという点につきまして、ご議論を踏まえまして、たところで整理をさせて頂きたいというふうに考えております。

それから、すべてのご質問にお答えしていないのんですが、文書化に関しましては先ほど関委員ほかの、皆様からお話もございましたとおり、リスクアプローチという表現がいいのかどうかは別といたしまして、そういった考え方も十分考慮していかなくてはいけないのかなというふうに考えているところでございまして、その手法等につきましてもご意見を頂きながら整理してみたいと思っております。

大変失礼いたしました。

○八田部会長 どうもありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

特にご発言がございませんようでしたら、時間が近づいてまいりましたので意見交換をそろそろ終了させていただきます。

そこで次回、第6回の部会は5月12日木曜日の午前10時から12時を予定いたしております。次回は全体を大きく3つの項目に分けました2つ目の項目であります「経営者による内部統制の有効性の評価」につきましてご審議頂くことを予定いたしております。

それでは、本日の部会はこれにて閉会させて頂きたいと思えます。

お忙しいところご参集頂きまして、ありがとうございました。

午後 6時00分 閉会